

工事成績評定表

総 評 定 点
点

工 事 件 名												種 別		土 木・建 築・機 械・電 気		細 目				
受 注 者 名												着 手 日					完 了 日			
契 約 金 額		¥					変 更 金 額		¥					検 査 年 月 日						
評 定 者 評 定 項 目 ・ 細 目		基本的な技術力と成果の評価									技 術 力 の 発 揮	創 意 工 夫 と 熱 意	社 会 的 貢 献	評 定 点 合 計	法 令 遵 守 等	総 評 定 点	所 見 欄			
		施 工 体 制			現 場 管 理		施 工 管 理													
		施 工 体 制 全 般	配 置 技 術 者	対 外 調 整	安 全 衛 生 管 理	工 程 管 理	施 工 管 理	品 質 管 理	出 来 え											
監 督 員	担 当 監 督 員															／ 100	担 当 監 督 員			
	主 任 監 督 員														主 任 監 督 員					
	総 括 監 督 員	／ 5.0	／ 5.0	／ 5.0	／ 10.0	／ 10.0	／ 10.0	／ 10.0	／ 10.0	／ 65.0	／ 2.0	／ 2.0	／ 1.0	／ 70	／ -20		総 括 監 督 員			
	検 査 員							／ 5.0	／ 5.0	／ 20.0	／ 30.0			／ 30			検 査 員			
計		／ 5.0	／ 5.0	／ 5.0	／ 10.0	／ 10.0	／ 15.0	／ 15.0	／ 30.0	／ 95.0	／ 2.0	／ 2.0	／ 1.0	／ 100	／ -20					

- 1 種別は、工事の別について○で囲み、細目は工事発注時の発注区分を記入する。
- 2 各評定者の評定点は、小数点第二位を四捨五入する。
- 3 総評定点は、監督員及び検査員の評定点合算後、小数点以下を切捨て、整数とする。

- 4 法令遵守等及び総評定点の欄は、総括監督員が記入する。
- 5 所見は、必ず記入する。

工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)

第2号様式

評定項目	細 目	評 価 対 象 項 目	
施工体制	施工体制全般	基礎評価 (a)	優良 おおむね適正 不備(改善指示書又は改善命令書が必要) ☐☐ ☐ 1 工事の請負に関する書類(受注者等提出書類処理基準に定める書類)の内容は、必要な項目が的確に記載されていた。 ☐ ☐ 2 工事の規模、状況に応じた人員及び機械配置、資機材手配等が行われ、施工に支障を来たさなかった。 ☐ ☐ 3 当該現場の作業員、下請負人の施工能力は適切であった。 ☐ ☐ 4 産業廃棄物の処理に係る、マニフェストの枚数及びマニフェストへの記載内容が確認しやすく整理されていた。 ☐ ☐ 5 施工体制台帳は、現場に備え付けられていた。 ☐ ☐ 6 施工体系図は、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられていた。 ☐ ☐ 7 工事現場の施工体制は、施工体制台帳及び施工体系図に整合したものであった。 ☐ ☐ 8 建設業退職金共済制度の掛金収納書は、工事着手後1か月以内(電子申請方式による場合は、40日以内)に監督員へ提出された。 ☐ ☐ 9 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識は、現場事務所や工事現場の出入り口等の見やすい場所に掲げられていた。 ☐ ☐ 10 建設業許可票の看板は、公衆の見やすい場所に掲げられていた。 ☐ ☐ 11 労災保険関係の成立を表す標識が、公衆の見やすい場所に掲げられた。 ☐ ☐ 12 工事实績情報システム(コリンズ)への登録手続きは、定められた期日(受注時、変更時は、10日以内)までに行われた。 ☐ ☐ 13 工事の請負に関する書類(受注者等提出書類処理基準に定める書類)は、定められた期日までに提出された。 ☐ ☐ 14 指定された建設機械について、低騒音・低振動型及び排出ガス対策型建設機械を使用した。 ☐ ☐ 15 その他() 優良+おおむね適正 不備 評価対象総項目数 優良 (a) ((7 × + 5 ×) /) × 10 + (7.5 ×) =
		減点評価 (b)	☐ 当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。 最大4項目 (b) × -10 = 指示の事由等記入欄
		評価係数(c)	0.05
		評定点(a+b)×c	(+ ☒ +) × 0.05 = 点

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「おおむね適正」又は「不備」のいずれか該当する□に「レ」マークを記入する。**ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。**

2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を□に記入する。ただし、最大4項目(−40点)までとする。

3 「優良」、「おおむね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
優良:評定対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。
(ただし、優良の評価項目は、最大4項目までとする。)
おおむね適正:評価対象項目の遂行について、問題はなかった。

評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を行い、速やかに改善された。

不 備:評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付したが改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。

減点評価:評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括監督員が改善命令書を交付した。

(注) 指示書、改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類をいう。

工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)

第2号様式の2

評定項目	細 目	評 価 対 象 項 目					
施工体制	配置技術者	基礎評価	優良 □	おおむね 適正 □	不備(改善指示書又は改善命令書が必要) □	1 現場代理人は、工事現場の管理運営に必要な知識と経験を有する者であった。	
		(a)	□	□	□	2 監理技術者及び主任技術者(以下「監理技術者等」という。)は、建設業法に定める職務を遂行するために必要な知識と経験を有する者であった。	
		□	□	□	3 契約書、設計図書、関係基準等をよく理解し、現場に反映し工事を行った。		
		□	□	□	4 下請負人の施工体制及び施工状況を把握し、的確な指導をしていた。		
	□	□	□	5 監督員に対して、施工状況に関する連絡、報告等の内容及び時期が適切に行われた。			
	□	□	□	6 完了検査等において、検査員に対し、施工内容に関する説明等を適切に行っていた。			
			□	□	7 監理技術者等の資格を証明する資料が掲示又は提出された。		
			□	□	8 設計図書で定められた技能者、施工管理技術者等の資格等を証明する資料が提出された。		
			□	□	9 監理技術者等は、腕章、監理技術者資格者証等を携帯していた。		
			□	□	10 その他()		
		優良+おおむね適正 不備 評価対象総項目数 優良 (a)					
		((7 × □ + 5 × □) / □) × 10 + (7.5 × □) = □					
		減点評価	□	当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。		指示の事由等記入欄	
		(b)	最大4項目		(b)		
			□	×	-10	= □	
		評価係数(c)	0.05				
	評定点(a+b)×c	(□ + ☒ + □) × 0.05 = □ 点					

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「おおむね適正」又は「不備」のいずれか該当する□に「レ」マークを記入する。**ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。**

2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を□に記入する。ただし、最大4項目(-40点)までとする。

3 「優良」、「おおむね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。

優 良: 評定対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。
(ただし、優良の評価項目は、最大4項目までとする。)

おおむね適正: 評価対象項目の遂行について、問題はなかった。

評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を行い、速やかに改善された。

不 備: 評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付したが改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。

減点評価: 評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括監督員が改善命令書を交付した。

(注) 指示書、改善指示書、改善命令書: 運用で定める指示書の類をいう。

工事成績評価項目別評価表(基本的な技術力と成果の評価)

第2号様式の3

評価項目	細目	評価対象項目	
施工体制	対外調整	基礎評価 (a)	優良 ☐ おおむね適正 ☐ 不備(改善指示書又は改善命令書が必要) ☐ 1 工事の着手、施工、完了に当たり、関係官公署その他の関係機関や施設管理者等との折衝及び調整を適切に行った。 2 関連工事等との調整を行い、工事全体の円滑な進捗に努めた。 3 地域住民や施設管理者等の工事関係者以外の者との間にトラブルが生じないよう努め、必要に応じ広報、説明等を行った。 4 苦情に対して、適切にその解決に当たった。 5 折衝経過や苦情処理の経過等は、監督員に遅滞なく報告された。 6 苦情処理、折衝議事等の記録が残されていた。 7 工事の着手、施工、完了に当たり、関係官公署その他の関係機関への、必要な届出及び手続が遅滞なく行われた。 8 住民説明会や施設管理者等との間で取り決めた作業時間、作業条件等の制約を遵守した。 9 その他() 優良+おおむね適正 ((7 × + 5 ×) /) × 10 + (7.5 ×) =
		減点評価 (b)	☐ 当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。 最大4項目 × -10 = (b)
		評価係数(c)	0.05
	評定点(a+b) × c		(+ ☒ +) × 0.05 = 点

- 1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「おおむね適正」又は「不備」のいずれか該当する□に「レ」マークを記入する。**ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評価しない。**
- 2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を□に記入する。ただし、最大4項目(-40点)までとする。
- 3 「優良」、「おおむね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
- 優良: 評価対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。
(ただし、優良の評価項目は、最大4項目までとする。)
- おおむね適正: 評価対象項目の遂行について、問題はなかった。

評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を行い、速やかに改善された。

不備: 評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付したが改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。

減点評価: 評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括監督員が改善命令書を交付した。

(注) 指示書、改善指示書、改善命令書: 運用で定める指示書の類をいう。

第2号様式の4

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「おおむね適正」又は「不備」のいずれか該当する□に「レ」マークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。 2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を□に記入する。ただし、最大4項目(-40点)までとする。 3 「優良」、「おおむね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。 <u>優良</u>: 評定対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。 (ただし、優良の評価項目は、最大4項目までとする。) <u>おおむね適正</u>: 評価対象項目の遂行について、問題はなかった。	評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を行い、速やかに改善された。 <u>不備</u>: 評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付したが改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。 <u>減点評価</u>: 評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括監督員が改善命令書を交付した。 (注) 指示書、改善指示書、改善命令書: 運用で定める指示書の類をいう。
---	--

工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)

第2号様式の5

評定項目	細 目	評 価 対 象 項 目	
現場管理	工程管理	基礎評価 (a)	優良 おおむね適正 不備(改善指示書又は改善命令書が必要) ☐ 1 実施工程表は、工事全般にわたり綿密にたてられ、各工種と全体との整合性がとれていた。 ☐ 2 状況変化への対応が迅速かつ適切に行われ、工程に大きく影響を与えなかった。 ☐ 3 関連工事等との工程調整を行い、現場作業の円滑な進捗に努めた。 ☐ 4 定められた作業時間を超えた作業はほぼなく、工期内に完成した。

☐

5

実施工程表に加えて、月間又は週間工程表を作成し、工程管理に努めた。

☐

6

工程計画を着実に守り、工事を完了した。

☐

7

概成工期が遵守され、関連工事の総合試運転及び調整が支障なく行われた(対象:建築・電気・機械)。

☐

8

作業時間の変更及び休日等に施工を行う際の手続きは、適切であった。

☐

9

その他()

優良+おおむね適正

不備

評価対象総項目数

優良

(a)

((7 × + 5 ×) /) × 10 + (7.5 ×) =

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「おおむね適正」又は「不備」のいずれか該当する□に「レ」マークを記入する。**ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。**

2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を□に記入する。ただし、最大4項目(-40点)までとする。

3 「優良」、「おおむね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
優良: 評定対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。
(ただし、優良の評価項目は、最大4項目までとする。)
おおむね適正: 評価対象項目の遂行について、問題はなかった。

評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を行い、速やかに改善された。

不備: 評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付したが改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。

減点評価: 評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括監督員が改善命令書を交付した。

(注) 指示書、改善指示書、改善命令書: 運用で定める指示書の類をいう。

(主任・担当、基本的な技術力 5/8)

工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)

第2号様式の6

評定項目	細 目	評 価 対 象 項 目	
施工管理	施工管理	基礎評価 (a)	優良 おおむね 適正 不備(改善指示書又は改善命令書が必要) ☐ ☐ ☐ 1 施工計画書は、設計図書、現場状況を的確に把握したものであった。 ☐ ☐ ☐ 2 施工図は、仕上げ、他工種及び別契約の関連工事との納まり等について十分検討されたものであった(対象:建築・電気・機械)。

☐

☐

☐

3 施工計画書又は施工図の内容を変更する必要があった場合、監督員への報告その他必要な措置が講じられた。

☐

☐

☐

4 作業区域の設定は、作業環境、周辺環境、交通計画等を考慮したものであった。

☐

☐

☐

5 施工に適した機器材、機械等が使用された。

☐

☐

☐

6 既存施設部分、工事目的物の施工済部分の養生は、適切であった(対象:建築・電気・機械)。

☐

☐

☐

7 構造物の養生は適切であった(対象:土木)。

☐

☐

☐

8 設計図書の内容に関して疑義が生じた際には、監督員と協議の上、施工がなされた。

☐

☐

☐

9 施工図は、当該工事の施工前に提出された(対象:建築・電気・機械)。

☐

☐

☐

10 既存との取り合いが十分に検討され、施工が適切に行われた。

☐

☐

☐

11 対象施設を利用しながらの工事において、発生する塵埃・振動・騒音等の低減に努めた(対象:建築・電気・機械)。

☐

☐

☐

12 その他()

- 1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「おおむね適正」又は「不備」のいずれか該当する□に「レ」マークを記入する。**ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。**

2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を□に記入する。ただし、最大4項目(−40点)までとする。

3 「優良」、「おおむね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
優 良: 評定対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。
(ただし、優良の評価項目は、最大4項目までとする。)
おおむね適正: 評価対象項目の遂行について、問題はなかった。
- 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を行い、速やかに改善された。

不 備: 評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付したが改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。

減点評価: 評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括監督員が改善命令書を交付した。

(注) 指示書、改善指示書、改善命令書: 運用で定める指示書の類をいう。

(主任・担当、基本的な技術力 6/8)

工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)

第2号様式の7

評定項目	細 目	評 価 対 象 項 目		
施工管理	品質管理	基礎評価 (a)	優良 おおむね適正 不備(改善指示書又は改善命令書が必要) ☐☐ ☐ 1 施工の品質及び形状が適切で良好な施工であった。 ☐ ☐ 2 品質管理記録が適切に作成されていた。 ☐ ☐ 3 不可視部分の写真記録が適切であった。 ☐ ☐ 4 工事記録写真の撮影方法及び編集方法は適切であった。 ☐ ☐ 5 設備の総合的な機能確認(試験調整等)及び記録の整理が適切に行われた。(対象:電気・機械) ☐ ☐ 6 材料等の保管に関し、その方法等は、適切に行われた。 ☐ ☐ 7 材料等の搬入の証明となる資料の整理が適切に行われた。 ☐ ☐ 8 標準仕様書、各種基準類に基づく管理基準値や許容範囲を満足した。 ☐ ☐ 9 工事記録写真撮影計画書は、事前に監督員へ提出された。 ☐ ☐ 10 材料等の材質、仕上げの程度、色合い、調合等について、監督員の承諾を受けた。 ☐ ☐ 11 材料等の品質証明に伴う試験方法は、設計図書に定められたもの又は監督員の承諾を受けたものであった。 ☐ ☐ 12 各種材料等の試験成績書、カタログ等が、監督員に提出された。 ☐ ☐ 13 製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥なく設計図書を満足していた(対象:電気・機械)。 ☐ ☐ 14 材料検査は、適切な時期に請求され、検査に必要な準備等が適切に行われた。 ☐ ☐ 15 その他() 優良+おおむね適正 不備 評価対象総項目数 優良 (a) ((7 × + 5 ×) /) × 10 + (7.5 ×) =	
		減点評価 (b)	☐ 当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。 最大4項目 (b) × -10 = 指示の事由等記入欄	
		評価係数(c)	0.10	
		評定点(a+b)×c		(+ ☒ +) × 0.1 = 点

- 1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「おおむね適正」又は「不備」のいずれか該当する□に「レ」マークを記入する。**ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。**

2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を□に記入する。ただし、最大4項目(-40点)までとする。

3 「優良」、「おおむね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
優良:評定対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。
(ただし、優良の評価項目は、最大4項目までとする。)
おおむね適正:評価対象項目の遂行について、問題はなかった。
- 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を行い、速やかに改善された。

不備:評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付したが改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。

減点評価:評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括監督員が改善命令書を交付した。

(注) 指示書、改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類をいう。

(主任・担当、基本的な技術力 7/8)

工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)

第2号様式の8

評定項目	細 目	評 価 対 象 項 目		
施工管理	出来ばえ	基礎評価 (a)	優良 おおむね適正 不備(改善指示書又は改善命令書が必要) ☐☐☐ 1 出来形管理図又は出来形管理表は、適切にまとめられており、容易に確認することができた。 ☐ ☐ 2 出来形測定において、不可視部分の出来形は、写真で容易に確認することができた。 ☐ ☐ 3 きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まり(既存部分との取り合いを含む。)及び端部までの仕上がりが良好であった。 ☐ ☐ 4 関連工事等との調整がなされ、全体的に調和がとれた仕上げであった。 ☐ ☐ 5 仕上がりの状態が良好で色むら等がなかった。 ☐ ☐ 6 工事目的物(出来形)の形状及び寸法は、設計値(契約図書)を満足していた。 ☐ ☐ 7 工事目的物(出来形)の性能及び機能は、設計値(契約図書)を満足していた。 ☐ ☐ 8 操作制御関係が所定の機能を有した上で、必要な安全装置、保護装置の機能が確認できた(対象:電気・機械)。 ☐ ☐ 9 設備の総合性能は、設計図書のとおり確保されていた(対象:電気・機械)。 ☐ ☐ 10 その他() 優良+おおむね適正 不備 評価対象総項目数 優良 (a) ((7 × + 5 ×) /) × 10 + (7.5 ×) =	
		減点評価 (b)	☐ 当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。 最大4項目 (b) × -10 =	指示の事由等記入欄
		評価係数(c)	0.10	
		評定点(a+b)×c	(+ ☒ +) × 0.1 = 点	

- 1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「おおむね適正」又は「不備」のいずれか該当する□に「レ」マークを記入する。**ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。**

2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を□に記入する。ただし、最大4項目(-40点)までとする。

3 「優良」、「おおむね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
優 良:評定対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。
(ただし、優良の評価項目は、最大4項目までとする。)
おおむね適正:評価対象項目の遂行について、問題はなかった。
- 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を行い、速やかに改善された。

不 備:評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付したが改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。

減点評価:評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括監督員が改善命令書を交付した。

(注) 指示書、改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類をいう。

工事成績評定項目別評定表(技術力の発揮)

第2号様式の9

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入し、その具体的事由等を右欄に記入する。

技術力の発揮キーワード		チェック項目の具体的事由等	評定点
構造物固有の 難しさへの対応	☐ 1 既設構造物の補強、撤去等の特殊な工事 ☐ 2 既設設備の困難な移設、切廻し、盛替え等を伴う工事		点
技術固有の 難しさへの対応	☐ 3 工種及び工法の特異性 ☐ 4 新工法(機器類を含む。)及び新材料を適用した工事		点
厳しい自然条件 地盤条件への対応	☐ 5 湧水の発生、地下水への影響(地盤掘削時) ☐ 6 軟弱地盤、支持地盤の状況 ☐ 7 工事用道路、作業スペース等の制約 ☐ 8 雨、雪、風、気温等の影響		点
厳しい周辺環境等 社会条件への対応	☐ 9 地中埋設物等の地中内の作業障害物 ☐ 10 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線、供用中の道路、架空線、建築物等の近接物 ☐ 11 周辺住民等に対する騒音、振動等の配慮 ☐ 12 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ 13 生活道路を工事用道路として利用する際の資機材搬入等の制約 ☐ 14 現道上において、特に交通規制及びその処理が伴う作業 ☐ 15 騒音、振動及び水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 ☐ 16 制約の多い稼働中の施設における工事		点
施工現場での 対応等	☐ 17 災害等での臨機の処置 ☐ 18 施工状況(条件)の変化に対応した工法等の自発的提案と対応等 ☐ 19 対象施設を利用しながらの工事における、施設運営への臨機応変な対応 ☐ 20 既存部分との取合いの処置等 ☐ 21 狭隘部や微小な施工部位等の困難を伴う工事における円滑な施工		点
その他	☐ 22 その他()		点
・「基本的な技術力と成果の評価」で評価されなかった受注者の優れた技術力等を評価する。 ・「創意工夫と熱意」との二重評価は行わない。 ・1項目1点を目安とするが、内容によっては2点とすることができる。 ・「技術力の発揮」の評定点計は、最大2点とする。			点

(主任・担当、技術力の発揮)

工事成績評定項目別評定表(創意工夫と熱意)

第2号様式の10

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入し、その具体的事由等を右欄に記入する。

創意工夫と熱意キーワード		左記チェック項目の具体的事由等	評定点
施工体制全般	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 1 設計図書に定められた以外の工法による、環境の保全、工期短縮等に有効な工法の提案等 2 VE提案及び採用 3 提出書類の整理方法等 4 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への配慮 5 不正軽油撲滅に対する取組等		点
配置技術者	☐ ☐ ☐ ☐ 6 現場作業員の技術向上に関する研修、講習会等への積極的な開催 7 事前調査の実施や、現況把握に対する熱意 8 現場や施工の管理に対する熱意 9 資料等の迅速な提出や作成に対する熱意		点
対外調整	☐ 10 地域住民その他関係者への対応(広報、苦情処理等)		点
安全衛生管理	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 11 安全仮設備の工夫(安全通路、落下物、墜落・転落、挟まれ、立入禁止柵等) 12 安全教育、ミーティング、安全パトロール等 13 現場事務所、作業員休憩所等の施設及び設備等の工夫 14 作業員の健康管理及び安全確保(酸欠対策、有毒ガス及び可燃ガスの処理、危険物の保管等) 15 供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保のための工夫 16 工事現場区域外にも配慮及び工夫した仮設物、施工方法等		点
工程管理	☐ ☐ ☐ ☐ 17 工程管理(作業工区における関連工事との調整等)を適切に行うための工夫 18 限られた時間帯等、制約を受けた作業を行うための工夫 19 施設運営への影響を少なくするための工程管理の工夫 20 施工条件に合わせた工程管理の工夫		点
施工管理	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 21 施工計画に関する工夫 22 施工に伴う器具、工具及び装置類の工夫又は設備据付け後の試運転調整の工夫 23 工場加工製品等を活用し、副産物及び廃棄物の減少の工夫及びリサイクルに対する積極的な取組 24 配線、配管及び機器の配置、設置方法等 25 照明、視界確保等 26 仮排水、仮道路、迂回路等の施工計画の工夫 27 運搬車両、施工機械等 28 支保工、型枠工、足場工及び仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫 29 対象施設を利用しながらの工事における仮設計画・安全管理等		点
品質管理	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 30 躯体工事の品質管理の工夫 31 材料又は施工の検査及び試験に関する工夫 32 品質記録方法の工夫 33 独自の管理基準を設定する等、品質向上に関する工夫 34 工事記録写真の撮影方法及び編集方法		点
出来ばえ	☐ ☐ 35 品質、出来形管理等に関する計測、管理図等の工夫 36 先進的な情報技術等の活用		点
その他	☐ 37 その他()		点
・「基本的な技術力と成果の評価」において評価されなかった受注者の施工に関する 創意工夫事例、熱意、努力等を評価する。なお、「技術力の発揮」との二重評価は行わない。 ・「技術力の発揮」との二重評価は行わない。 ・ 創意工夫と熱意は、「技術力の発揮」において評価するほどではないが、企業等の工夫や熱意により特筆すべき効果があれば評価する。 ・ 1項目を1点を目安とするが、内容によっては2点とすることができる。 ・ 「創意工夫と熱意」の評定点計は、最大2点とする。			点

(主任・担当、創意工夫)

工事成績評定項目別評定表(社会的貢献)

第2号様式の11

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入し、その具体的事由等を右欄に記入する。

社会的貢献キーワード	チェック項目の具体的事由等	評定点
☐ 1 河川、海岸等の環境保全を実施した。 ☐ 2 現場事務所及び作業現場の環境を周辺地域との景観にあわせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 3 定期的な広報活動、現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 4 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 ☐ 5 災害時等において、地域の救援活動に積極的に協力した。 ☐ 6 「東京都魅力ある建設事業推進協議会」(CCI東京)の理念に基づき、建設事業のイメージアップに関わる事業を計画し、実施した。 ☐ 7 環境負荷の少ない材料、施工方法の自発的な採用等、地球環境にやさしい取組を行った。 ☐ 8 工事内容や規模に応じた貢献が認められた。 ☐ 9 その他 ()		点 点 点 点 点 点 点 点 点
・ 工事の施工に当たり、東京都が行う公共事業のイメージアップ、地域社会への貢献の度合い及びISO14001に基づく東京都環境マネジメントシステムの趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮した取組等、「基本的な技術力と成果の評価」において評価されなかったものについて評価する。 ・ 1項目1点とする。 ・ 対象施設を利用しながらの工事においては、「地域」を「施設利用者」、「対象施設」又は「その周辺」と読み替える。 ・ 「社会的貢献」の評定点計は、1点とする。		点

(主任・担当、社会貢献)

工事成績評定項目別評定表 (法令遵守等)

第2号様式の12

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

適応事例	評定点数	－1	－3	－5	－10	－20	評定点
施工体制台帳や施工体系図と現場の施工体制が一致していなかった。			☐ 施工体制等の不一致が確認されたため、改善命令書が交付された。	☐ 再び施工体制等の不一致が確認されたため、改善命令書が交付された。	☐ 三度施工体制等の不一致が確認されたため、改善命令書が交付された。		点
配置技術者の資格、雇用等に問題があった。			☐ 配置技術者の資格、雇用等に問題があったため、改善命令書が交付された。	☐ 再び配置技術者の資格、雇用等に問題があったため、改善命令書が交付された。	☐ 三度配置技術者の資格、雇用等に問題があったため、改善命令書が交付された。		点
入札前に提出された監理技術者等が、正当な理由なく変更された。			☐ 監理技術者等が、正当な理由なく変更されたため、改善命令書が交付された。	☐ 再び監理技術者等が、正当な理由なく変更されたため、改善命令書が交付された。	☐ 三度監理技術者等が、正当な理由なく変更されたため、改善命令書が交付された。		点
監督員に承諾なく、施工計画と異なる施工を行った。			☐ 監督員に承諾なく、施工計画と異なる施工を行ったため、改善命令書が交付された。	☐ 再び監督員の承諾なしに施工計画と異なる施工を行ったため、改善命令書が交付された。	☐ 三度監督員に承諾なく、施工計画と異なる施工を行ったため、改善命令書が交付された。		点
品質管理が適正に行われなかった。			☐ 品質のばらつき又は不合格品があり、多少の手直しが発生したため、改善命令書が交付された。	☐ 品質のばらつき又は不合格品が多く、大幅な手直しが発生したため、改善命令書が交付された。			点
設計図書と不適合の箇所があった。					☐ 契約書第16条第2項に規定する破壊検査を行うこととなったため、改善命令書が交付された。		点
安全対策の不備等による事故、災害等が発生した。	☐ 受注者の責によらない事故、災害等が発生し、原因究明、再発防止等の事後処理は適切であったが、再発防止のため、改善命令書が交付された。	☐ 受注者の責による事故、災害等が発生し、原因究明、再発防止等の事後処理は適切であったが、再発防止のため、改善命令書が交付された。	☐ 受注者の責によらない事故、災害等が発生し、事後処理が不適切であったため、再発防止のため、改善命令書が交付された。	☐ 受注者の責による事故、災害等が発生し、事後処理が不適切であったため、再発防止のため、改善命令書が交付された。	☐ 受注者の責による事故、災害等が発生し、事後処理が不適切であったため、再発防止のため、改善命令書が交付された。		点
過積載車両の使用が確認された。	☐ 過積載車両が確認され、改善命令書が交付された。	☐ 再び過積載車両が確認されたため、改善命令書が交付された。	☐ 三度過積載車両が確認されたため、改善命令書が交付された。				点
不正軽油の使用が確認された。	☐ 不正軽油の使用が確認され、改善命令書が交付された。	☐ 再び不正軽油の使用が確認されたため、改善命令書が交付された。	☐ 三度不正軽油の使用が確認されたため、改善命令書が交付された。				点
ディーゼル車排出ガス規制に違反する車両が確認された。	☐ ディーゼル車排出ガス規制違反車両が確認され、改善命令書が交付された。	☐ 再びディーゼル車排出ガス規制違反車両が確認されたため、改善命令書が交付された。	☐ 三度ディーゼル車排出ガス規制違反車両が確認されたため、改善命令書が交付された。				点
総合評価方式における技術提案書等の内容が履行されなかった。				☐ 技術提案書の内容等の不履行について、改善命令書により是正を命じたところ、改善された。	☐ 技術提案書の内容等の不履行について、改善命令書により是正を命じたが、改善されなかった。		点
現場代理人等が、正当な理由なく改善命令書の受取を拒否し続けた。	☐ 改善命令書の交付を1回拒否した。	☐ 改善命令書の交付を2回拒否した。	☐ 改善命令書の交付を3回拒否した。				点
仕様書等に規定する関係法令等に関する重大な違反があった。	☐ 法令違反が確認され、改善命令書が交付された。	☐ 再び法令違反が確認されたため、改善命令書が交付された。	☐ 三度法令違反が確認されたため、改善命令書が交付された。				点
重大な契約不適合が判明した。				☐ 故意又は重過失による契約不適合が、工事的目的物の機能や性能に重大な影響を与えるものであり、かつ、改修工事が必要なもの。	☐ 故意又は重過失による契約不適合が、工事的目的物の機能や性能に極めて重大な影響を与えるものであり、かつ、大規模な改修工事が必要なもの。		点
その他（ ）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	点
1 工事の施工に当たり、「適応事例」の事実を監督員が確認した場合、 総括監督員から改善命令書を交付した上で 減点評価を行うこととし、減点は最大20点までとする。 2 同一事由による「適応事例」の複数項目の減点は、評定上合理的に説明できる場合を除き行わない。 3 「適応事例」の適用範囲は次のとおりとする。 （1）工事請負契約の履行に関することに限定する。 （2）（1）を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注者の現場従事者及び（1）を履行するために下請負契約を締結し、その工事に従事する者に限定する。 4 総合評価方式の場合には、減点が異なる場合がある。						【事由等記入欄】	点

レ

レ

検 査 成 績 評 定 表 (土 木)

契約番号			検査員							
件 名							検 査 種 類			
							完了	一部 完了	既済	中間
評価項目	細 目		重要度	評 定 点				× 重要度	小 計 点	合 計 点
施工管理	施工管理		1/6							
	品質管理		1/6							
	出来ばえ	出来形	3/6							
		出来ばえ	1/6							
☐ 再検査				工事成績評定点(30点満点換算)					合 計 点	
				検査種類	施工管理	品質管理	出来ばえ	計		
特記事項										
				完了						
				最終成績						

備考

- 1 評価は原則として総合工種で実施する。その他の工種(第2号様式の13-3～11)で評価することもできるが、複数の工種で評価した場合は平均点とする。
- 2 各細目ごとの評定点は、それぞれ100点満点とし、小数点以下第二位を四捨五入する。
- 3 各評定点に重要度を乗じ、それぞれ小数点以下第二位を四捨五入し、小数点及び合計点を算出する。
- 4 再検査を実施した場合は、再検査欄の口をチェックする。
- 5 合計点に3/10を乗じ工事成績評定点を算出する。この値を小数点に応じて、各細目ごとの工事成績評定点を算出する。(小数点以下第二位を四捨五入)
- 6 複数回検査を実施した場合は完了検査後、下記の算式により最終成績を算出する。(小数点以下第二位を四捨五入)
最終成績＝検査(完了、一部完了、既済、中間)の合計点の合計÷検査(完了、一部完了、既済、中間)の回数
- 7 一件の契約で検査が2種別以上にわたる場合の評定点は、それぞれの検査成績の平均点による。

検査成績評定項目別評定表(土木・総合工種)

評定項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施工管理	施工管理		1.現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。
			2.提出書類は整っている。
			3.契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。
			4.特記仕様書の規定は守られている。
			5.材料搬入調書の数量は必要量入っている。
			6.施工管理記録が整理されている。
			7.工事記録写真は撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・時期・方法とも適切である。
			8.各工種の施工過程は、仕様書に基づいていることが確認できる。
			9.施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。
			10.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数×3 × 100 = 点
	品質管理		1.材料の品質規格証明書(ミルシート・検査証明書等)は、整理されている。
			2.品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は整理されている。
			3.品質試験の結果は、規格値を満たしている。
			4.使用材料の規格は、契約書と適合している。
			5.仕様書等の施工規定は守られている。
			6.完成構造物について必要な試験が行われ、結果は規格値を満たしている。
			7.品質管理についての工事記録写真が整理されている。
			8.使用機器のキャリブレーションは行われている。
			9.品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 ※
			10.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数×3 × 100 = 点
	出来ばえ (出来形)		1.出来高数量は、契約数量を満たしている。
			2.出来高数量の算出根拠は、整理されている。
			3.出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。
			4.出来形管理の資料は整理されている。
			5.出来形計測値は規格値を満足している。
			6.現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。
			7.出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。
			8.自社の管理基準を設定し、管理が行われている。
			9.出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 ※
			10.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数×3 × 100 = 点
	出来ばえ (出来ばえ)		1.構造物の形状外観及び通りは良好である。
			2.構造物の表面の仕上げは、仕様書の規定どおりに行われている。
			3.構造物の表面に、仕様書で規定されている欠陥がない。
			4.構造物の表面の仕上げは、丁寧で均一に行われている。
			5.隣接構造物との、取付・すり合わせは良好である。
			6.構造物の仕上りは、使用目的・使用者の安全に配慮されている。
			7.目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。
			8.出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 ※
			9.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数×3 × 100 = 点

備考 1.各対象項目は、3点(A:優良)・2点(B:概ね適正)・1点(C:不備)・0点(D)の4段階評価とする。

2.評定点は小数点以下第二位を四捨五入する。

3.対象項目のうち対象工事に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4.対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

※優良の場合のみ評価する。

検査成績評定項目別評定表(土木・舗装)

評定項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施工管理	施工管理		1.現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。
			2.提出書類は整っている。
			3.契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。
			4.特記仕様書の規定は守られている。
			5.材料搬入調書の数量は必要量入っている。
			6.施工管理記録が整理されている。
			7.工事記録写真は撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・時期・方法とも適切である。
			8.各工種の施工過程は、仕様書に基づいていることが確認できる。
			9.舗設作業の順序について、監督員に提出している。
			10.交通開放時期又は時間が、適切である。
			11.施工継ぎ目の構造は、監督員の承諾を受けている。
			12.樹脂系滑り止め舗装工の施工条件、施工方法、滑り抵抗の測定方法等について、監督員の承諾を受けている。
			13.セメコンの鉄筋又は鉄網を入れる時の敷き均し締固め等について、監督員の承諾を受けている。
			14.セメコンの養生方法及び期間が、適切である。
			15.施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。※
			16.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点
	品質管理		1.材料の品質規格証明書(ミルシート・検査証明書等)は、整理されている。
			2.品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は整理されている。
			3.品質試験の結果は、規格値を満たしている。
			4.使用材料の規格は、契約書と適合している。
			5.品質管理についての工事記録写真が整理されている。
			6.基準密度は、監督員の承諾を受けている。
			7.コア採取により厚さ及び密度の確認が行われている。
			8.アスファルトの締固め度、粒度及びアスファルト量は、規格値を満たしている。
			9.動的安定度(改質Ⅱ型)、滑り抵抗、平坦性、現場透水量等は、規格値を満たしている。
			10.舗設状況報告書により到着温度、敷き均し温度、転圧終了温度及び開放温度が確認できる。
			11.混合所発温度及び舗設開始温度を運搬車1台ごとに測定している。
			12.適正温度で舗設作業及び交通開放が行われている。
			13.アスファルト乳剤は、転圧終了直後、必要量を均一に散布している。
			14.路面構造物(街渠等)接触面に、瀝青材が塗布されている。
			15.締固め終了後のブルーフローリング結果は報告されている。(路床、下層路盤)
			16.施工継ぎ目の処理(上下層のずれ及び鉛直、乳剤散布)が適切である。
			17.舗設作業条件(雨天及び日平均気温)は守られている。
			18.スランプ、空気量、曲げ強度等を測定し、規格値を満たしている。
			19.打設状況報告などにより、コンクリートの製造、運搬等の施工管理状況が確認できる。
			20.セメコン締固め終了後、直ちに荒仕上をし、引き続き平坦仕上げを行い、更に粗面仕上げが行われている。
			21.セメント処理混合物層を上下2層として施工する場合は、同日内に施工している。
			22.滑り抵抗の測定は、施工後1週間以内に行っている。
			23.品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。※
			24.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点

検査成績評定項目別評定表(土木・舗装)

評定項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施工管理	出来ばえ (出来形)		1.出来高数量は、契約数量を満たしている。
			2.出来高数量の算出根拠は、整理されている。
			3.出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書の規定を満足している。
			4.出来形管理の資料は、整理されている。
			5.出来形計測値は、規格値を満足している。
			6.現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。
			7.出来形測定 of 不可視部分は、工事記録写真により確認できる。
			8.アスファルト又はセメントコンクリート層の基準高、幅及び厚さは、規格値を満たしている。
			9.アスファルトコンクリート層の一層仕上がり厚は、規定値以下となっている。
			10.路床及び路盤の基準高、幅及び厚さは、規格値を満たしている。
			11.セメント処理混合物層及び粒度調整碎石層の一層仕上がり厚は、規定値以下となっている。
			12.クラッシャラン層の一層仕上がり厚は、規定値以下となっている。
			13.路床土を盛土する場合は、一層の仕上がり厚は規定値以下となっている。
			14.セメント・石灰安定処理路床の基準高、幅及び厚さは、規格値を満たしている。
			15.アスファルト処理混合物層の一層仕上がり厚は、規定値以下となっている。
			16.自社の管理基準を設定し、管理が行われている。
			17.出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 ※
			10.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点
	出来ばえ (出来ばえ)		1.舗装の平坦性は良好である。
			2.端部処理は良好である。
			3.既設舗装へのすりつけ等は良好である。
			4.雨水処理は良好である。
			5.全体的な仕上がり・外観及び収まり具合は良好である。
			6.目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。
			7.路盤表面のごみ、泥、浮石等は取り除かれ、乾燥している。
			8.路床土の中の有害物及び不良箇所は取り除かれている。
			9.出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 ※
			10.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点

備考 1.各対象項目は、3点(A:優良)・2点(B:概ね適正)・1点(C:不備)・0点(D)の4段階評価とする。

2.評定点は小数点以下第二位を四捨五入する。

3.対象項目のうち対象工事に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4.対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

※優良の場合のみ評価する。

検査成績評定項目別評定表(土木・街築)

評定項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施工管理	施工管理		1.現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。
			2.提出書類は整っている。
			3.契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。
			4.特記仕様書の規定は守られている。
			5.材料搬入調書の数量は必要量入っている。
			6.施工管理記録が整理されている。
			7.工事記録写真は撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・時期・方法とも適切である。
			8.各工種の施工過程は、仕様書に基づいていることが確認できる。
			9.施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。※
			10.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点
	品質管理		1.材料の品質規格証明書(ミルシート・検査証明書等)は、整理されている。
			2.品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は整理されている。
			3.品質試験の結果は、規格値を満たしている。
			4.使用材料の規格は、契約書と適合している。
			5.品質管理についての工事記録写真が整理されている。
			6.コンクリート打設は、日々管理が行われている。
			7.監督員立会の上、接地抵抗及び塗膜厚測定が行われている。
			8.路面標示の施工に当たって、気温が規定値以下の時は路面を予熱している。
			9.道路照明等は、点灯試験や照度測定が行われている。
			10.品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。※
			11.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点
施工管理	出来ばえ (出来形)		1.出来高数量は、契約数量を満たしている。
			2.出来高数量の算出根拠は、整理されている。
			3.出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書の規定を満足している。
			4.出来形管理の資料は、整理されている。
			5.出来形計測値は、規格値を満足している。
			6.現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。
			7.出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。
			8.延長、幅、高さ及び基準高は規格値を満たしている。
			9.ソケット付き管の布設は、上流側又は高い側にソケットが向いている。
			10.砂基礎及び管回りの遮断層用砂は規格値どおり締固めてある。
			11.街路樹・控木が設計図どおり施工されている。
			12.街渠裏側基礎の寸法及びブロックの呑み込み寸法は正しく仕上がっている。
			13.樹間隔が10m以上ある街渠は樹間中央部のブロック継目に合わせ施工目地が設けられている。
			14.建築限界は確保されている。
			15.工事起終点の防護柵端部支柱の歩道側に注意事項が表示されている。
			16.路面標示の施工幅は均一にして凹凸のないように施工されている。
			17.道路照明工の独立柱に接地工を施してある。
			18.照明柱の基礎コンクリートは1回打ちにしてある。
			19.工事起終点にネームプレートが設置されている。
			20.標識等の支柱に標示シートが付いている。
			21.自社の管理基準を設定し、管理が行われている。
			22.出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 ※
			23.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点

検査成績評定項目別評定表(土木・街築)

評定 項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施 工 管 理	出来ばえ (出来ばえ)		1.構造物へのすりつけ等は良好である。
			2.端部処理は良好である。
			3.全体的な仕上がり・外観及び収まり具合は良好である。
			4.目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。
			5.管きょ、街渠、縁石、防護柵の通りは、正確に仕上がっている。
			6.塩ビ管の接合は、専用滑材等を塗布し所定の位置まで挿入しており、漏水が見られない。
			7.管の継ぎ目に漏水はない。
			8.管の継ぎ手にモルタルが十分に充填され、モルタルが管の内面に出ていない。
			9.排水舗装における排水用パイプの施工にあたっては、流末樹の孔に挿入してある。
			10.人孔及び樹の側塊の目地から漏水はない。
			11.人孔及び樹の蓋は路面にならい、なじみよく据え付けられている。
			12.街渠の目地モルタルは十分充填され、かつ突端部は面ゴテ仕上げになっている。
			13.コンクリートブロックのけ上げ高さは、正しく施工されている。
			14.街渠、側溝の流水面に帯水がない。
			15.人孔・樹・縁石の目地モルタルは十分充填されている。
			16.縁石等の曲線部基礎コンクリートは、曲線にならって施工されている。
			17.縁石等の曲線部と直線部の境界部は、なじみよく施工されている。
			18.街路樹は見栄えよく植え付けてある。
			19.ガードレールのビーム取付は、自動車進行方向に対してビーム端の断面が見えないように重ね合わせてある。
			20.支柱やビームに取り付けるボルトは、ナットが正しい位置で締め付けてある。
			21.標識板等の向き、角度、表示板と支柱の通り、傾斜等は適正である。
			22.路面標示工の施工にあたって、施工路面の水分、泥、砂塵等を取り除いてある。
			23.出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 ※
			24.()
	評定点	$\frac{\text{合計点}}{\text{項目数} \times 3} \times 100 = \text{点}$	

備考 1.各対象項目は、3点(A:優良)・2点(B:概ね適正)・1点(C:不備)・0点(D)の4段階評価とする。

2.評定点は小数点以下第二位を四捨五入する。

3.対象項目のうち対象工事に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4.対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

※優良の場合のみ評価する。

検査成績評定項目別評定表(土木・造園)

評定項目	細目	評価				
		点数	対象項目			
施工管理	施工管理		1.現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。			
			2.提出書類は整っている。			
			3.契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。			
			4.特記仕様書の規定は守られている。			
			5.材料搬入調書の数量は必要量入っている。			
			6.施工管理記録が整理されている。			
			7.工事記録写真は撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・時期・方法とも適切である。			
			8.各工種の施工過程は、仕様書に基づいていることが確認できる。			
			9.施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。			
			10.()			
		評定点	合計点	÷	項目数×3	× 100 = 点
	品質管理		1.材料の品質規格証明書(ミルシート・検査証明書等)は、整理されている。			
			2.品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は整理されている。			
			3.品質試験の結果は、規格値を満たしている。			
			4.使用材料の規格は、契約書と適合している			
			5.品質管理についての工事記録写真が整理されている。			
			6.植栽する樹木等は、搬入日に植え付けしている。			
			7.品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 ※			
			8.()			
		評定点	合計点	÷	項目数×3	× 100 = 点
	出来ばえ (出来形)		1.出来高数量は、契約数量を満たしている。			
			2.出来高数量の算出根拠は、整理されている。			
			3.出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。			
			4.出来形管理の資料は整理されている。			
			5.出来形計測値は規格値を満足している。			
			6.園路・広場等の舗装の基準高、幅、厚さは規格値を満たしている。			
			7.休養・修景施設等の構造物の位置、延長、高さ、幅及び厚さ等は規格値を満たしている。			
			8.幹周り、樹高、枝幅等樹木等の形状は規格値を満たしている。			
			9.現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。			
			10.出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。			
			11.自社の管理基準を設定し、管理が行われている。			
			12.出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 ※			
			13.()			
		評定点	合計点	÷	項目数×3	× 100 = 点
	出来ばえ (出来ばえ)		1.公園施設等の施工は丁寧に行われている。			
			2.ベンチ前面の足元地盤等については、水はけを良く地均して充分転圧している。			
			3.ボルト等による締め付け箇所については、十分な締め付けがされている。			
			4.木部及びコンクリート部の面取り・水切りがされている。			
			5.水勾配を考慮して施設設置が行われている。			
			6.植栽等の施工は、丁寧に通りも良好である。			
			7.控木の丸太は、防腐処理をしたものを使用している。			
			8.控木、添木等の取付方法は、契約どおり行われている。			
			9.街路樹の樹幹は垂直に建て込み、道路と平行になるよう見栄え良く植え付けている。			
			10.土は、土塊、瓦礫、雑草等がない。			
			11.全体的な仕上がり、・外観及びおさまり具合が良好である。			
			12.目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。			
			13.出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 ※			
			14.()			
		評定点	合計点	÷	項目数×3	× 100 = 点

備考 1.各対象項目は、3点(A:優良)・2点(B:概ね適正)・1点(C:不備)・0点(D)の4段階評価とする。
2.評定点は小数点以下第二位を四捨五入する。
3.対象項目のうち対象工事に合致しないものは、評価せずに空欄とする。
4.対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。
※優良の場合のみ評価する。

検査成績評定項目別評定表(土木・電共)

評定項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施工管理	施工管理		1.現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。
			2.提出書類は整っている。
			3.契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。
			4.特記仕様書の規定は守られている。
			5.材料搬入調書の数量は必要量入っている。
			6.施工管理記録が整理されている。
			7.工事記録写真は撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・時期・方法とも適切である。
			8.各工種の施工過程は、仕様書に基づいていることが確認できる。
			9.施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。※
			10.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点
	品質管理		1.材料の品質規格証明書(ミルシート・検査証明書等)は、整理されている。
			2.品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は整理されている。
			3.品質試験の結果は、規格値を満たしている。
			4.品質管理についての工事記録写真が整理されている。
			5.使用材料の規格は、契約書と適合している。
			6.電力ケーブル用管路導通試験は、全箇所合格している。
			7.通信ケーブル用管路導通試験は、全箇所合格している。
			8.品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 ※
			9.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点
	出来ばえ (出来形)		1.出来高数量は、契約数量を満たしている。
			2.出来高数量の算出根拠は、整理されている。
			3.出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。
			4.出来形管理の資料は整理されている。
			5.出来形計測値は規格値を満足している。
			6.管路の位置、延長、高さ等は、規格値を満たしている。
			7.管枕の規格及び設置間隔(@2.5m)は適切である。
			8.管路部の埋戻しは、規定値どおり締固めである。
			9.管路基礎工において、水締めが行われている。(設計で計上している場合)
			10.管路上部に設計図どおり、埋設シートを布設している。
			11.特殊部の位置及び高さは、規格値を満たしている。
			12.特殊部の底版水抜き孔に再生クラッシュランが投入されている。
			13.現地立会資料の結果は、管理資料の数値と整合している。
			14.出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。
			15.自社の管理基準を設定し、管理が行われている。
			16.出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 ※
			17.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点

検査成績評定項目別評定表(土木・電共)

評定 項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施 工 管 理	出来ばえ (出来ばえ)		1.特殊部の連結金具のボルト締めは、しっかりされている。
			2.特殊部のブロック接続部に、食い違いがない。
			3.管路の壁への接続部、取り出し分は良好に仕上げられている。
			4.ケーブル受け金具は、しっかり固定されている。
			5.釣りボルトの穴は、埋めてある。
			6.特殊部等の蓋は路面に倣い、なじみよく据え付けられている。
			7.全体的な仕上がり・外観及びおさまり具合は良好である。
			8.目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。
			9.出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 ※
			10.()
	評定点	$\frac{\text{合計点}}{\text{項目数} \times 3} \times 100 = \text{点}$	

備考 1.各対象項目は、3点(A:優良)・2点(B:概ね適正)・1点(C:不備)・0点(D)の4段階評価とする。

2.評定点は小数点以下第二位を四捨五入する。

3.対象項目のうち対象工事に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4.対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

※優良の場合のみ評価する。

検査成績評定項目別評定表(土木・下水)

評定項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施工管理	施工管理		1.現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。
			2.提出書類は整っている。
			3.契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。
			4.特記仕様書の規定は守られている。
			5.材料搬入調書の数量は必要量入っている。
			6.施工管理記録が整理されている。
			7.工事記録写真は撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・時期・方法とも適切である。
			8.各工種の施工過程は、仕様書に基づいていることが確認できる。
			9.施工方法及び材料は、施工計画書に記載し、監督員の承諾を受け整理されている。
			10.製管工法の裏込め注入材料・注入時間・注入圧力等は適切に行われている。
			11.反転・形成工法の材料・温水・蒸気・光の注入照光時間・注入圧力・終了時期等は適切に行われている。
			12.スチレングスが発生する工法では、作業環境評価基準濃度(20ppm)以下で行っている。
			13.止水材について注入量、注入範囲が適切である。
			14.インパートの壊し、人孔壁の切削が規定の深さで施工されている。
			15.所定のビットを使用し、規定の削孔深さで施工されている。
			16.施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 ※
			17.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点
	品質管理		1.品質管理記録が整理されている。
			2.材料の品質規格証明書(ミルシート・検査証明書等)は、整理されている。
			3.品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は整理されている。
			4.仕様書等の施工規定は守られている。
			5.施工規定の管理について、記録又は写真が整理されている。
			6.完成構造物について必要な試験が行われ、結果は規格値を満たしている。
			7.使用機器のキャリブレーションは行われている。
			8.品質管理についての工事記録写真が整理されている。
			9.建設副産物(発生土・コンクリ・アスコン塊・廃棄物)の処理に必要な書類が提出され、マニフェストで管理されている。
			10.土砂や使用材料の運搬で過積載防止を厳守している。
			11.コンクリート工の搬入・打設・締固め・養生は規定どおり施工されている。
			12.盛土・埋戻工において、一層の仕上り厚が規定どおり管理されている。
			13.舗装のコア採取により、厚さ・密度の確認が行われている。
			14.アスファルトの締固度・粒度・アスファルト量は、規定値を満たしている。
			15.舗装の到着・敷均・転圧終了及び開放の温度が確認できる。
			16.舗装の混合所発温度及び舗設開始温度を、運搬車1台毎に測定している。
			17.舗設作業条件(雨天、日平均温度)を守っている。
			18.品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 ※
			19.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点

検査成績評価項目別評価表(土木・下水)

評価項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施工管理	出来ばえ (出来形)		1.出来高数量は、契約数量を満たしている。
			2.出来高数量の算出根拠は、整理されている。
			3.出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。
			4.出来形管理の資料は整理されている。
			5.出来形計測値は規格値を満足している。
			6.現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。
			7.出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。
			8.自社の管理基準を設定し、管理が行われている。
			9.完了図は、現地の地盤高・施工高・躯体の大きさ・勾配などと一致している。
			10.杭の位置・間隔・鉛直精度等は、規格値以内である。
			11.舗装の路盤やアスコン厚の基準高・幅・厚さは、規格値を満たしている。
			12.吸収ゴムブロックは、許容範囲内に設置されている。
			13.消散弁の構成部品、設置位置、設置数量は適正である。
			14.出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 ※
			15.()
		評定点	$\frac{\text{合計点}}{\text{項目数} \times 3} \times 100 = \text{点}$
	出来ばえ (出来ばえ)		1.構造物の形状外観及び通りは良好である。
			2.構造物の表面の仕上げは、仕様書の規定どおりに行われている。
			3.構造物の表面に、仕様書で規定されている欠陥がない。
			4.構造物の表面の仕上げは、丁寧で均一に行われている。
			5.隣接構造物との、取付・すり合わせは良好である。
			6.構造物の仕上りは、使用目的・使用者の安全に配慮されている。
			7.工事により、周囲の地盤や構造物、埋設物、家屋に変状を与えていない。
			8.構造物周辺など狭小部分の転圧は十分に行われている。
			9.管の継ぎ目・人孔や樹の側塊及び耐震化施工箇所等から漏水がない。
			10.覆工は、覆工板の据付、既設道路とのすり付け等が良好に施工されている。
			11.工事車両のタイヤ洗浄・散水・路面清掃等の防塵対策は、良好に行われている。
			12.コンクリートにクラックやコールドジョイントがない。
			13.舗装の平坦性は良好である。
			14.既設舗装へのすり付け等は良好である。
			15.目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。
			16.出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 ※
			17.()
		評定点	$\frac{\text{合計点}}{\text{項目数} \times 3} \times 100 = \text{点}$

備考 1.各対象項目は、3点(A:優良)・2点(B:概ね適正)・1点(C:不備)・0点(D)の4段階評価とする。

2.評定点は小数点以下第二位を四捨五入する。

3.対象項目のうち対象工事に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4.対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

※優良の場合のみ評価する。

検 査 成 績 評 定 表 (建 築)

契約番号			検査員								
契 約 件 名							検 査 種 類				
							完了	一部 完了	既済	中間	
評価項目	細目	重要度	評定点				× 重要度	小計点	合計点		
施工管理	施工管理	1/6									
	品質管理	1/6									
	出来ばえ	4/6									
☐ 再検査						工事成績評定点(30点満点換算)					合計点
						検査種類	施工管理	品質管理	出来ばえ	計	
特記事項											
						完了					
						最終成績					

備考

- 1 工種が多い場合は平均点とする。
- 2 各細目ごとの評定点は、それぞれ100点満点とし、小数点以下第二位を四捨五入する。
- 3 各評定点に重要度を乗じ、それぞれ小数点以下第二位を四捨五入し、小数点及び合計点を算出する。
- 4 再検査を実施した場合は、再検査欄の口をチェックする。
- 5 合計点に3/10を乗じ工事成績評定点を算出する。この値を小数点に応じて、各細目ごとの工事成績評定点を算出する。(小数点以下第二位を四捨五入)
- 6 複数回検査を実施した場合は完了検査後、下記の算式により最終成績を算出する。(小数点以下第二位を四捨五入)
最終成績＝検査(完了、一部完了、既済、中間)の合計点の合計÷検査(完了、一部完了、既済、中間)の回数
- 7 一件の契約で検査が2種別以上にわたる場合の評定点は、それぞれの検査成績の平均点による。

検査成績評定項目別評定表(建築)

評定 項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施 工 管 理	施工管理		1.現場の組織・体制が明確で、かつ現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。
			2.施工図を作成し、監督員の承諾を受けている。
			3.実施工程表を作成し、必要に応じて修正をしながら、工程を管理している。
			4.施工計画・施工要領書は必要な項目が記載されている。
			5.施工計画・施工要領書の記載内容と現場施工方法が一致している。
			6.産業廃棄物処理の書類が整理されている。
			7.契約内容の疑義・不整合について監督員と協議している。
			8.契約内容の変更について監督員と協議している。
			9.工事記録写真が工種別に見やすく整理されている。
			10.工事記録写真の撮影位置や時期が適切で、施工過程が確認できる。
			11.官公庁届出など必要関係書類が整理されている。
			12.施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 ※
			13.()
		評定点	$\frac{\text{合計点}}{\text{項目数} \times 3} \times 100 = \text{点}$
	品質管理		1.杭材料の材料検査を実施し、規格または性能を証明する資料が整理されている。
			2.鉄筋の材料検査を実施し、規格または性能を証明する資料が整理されている。
			3.鉄筋の圧接試験検査結果が良好で、それを証明する資料が整理されている。
			4.コンクリートの調合、強度が規格値を満足し、それを証明する資料が整理されている。
			5.鉄骨の材料検査を実施し、規格または性能を証明する資料が整理されている。
			6.鉄骨の溶接検査結果が良好で、それを証明する資料が整理されている。
			7.建具の性能等級が設計図書を満足し、これを示す資料が整理されている。
			8.塗装の種類が設計図書の内容と合致し、これを示す資料が整理されている。
			9.仕上げ材料の性能試験を実施し、要求性能を証明する資料が整理されている。
			10.材料検査が、適切な時期、内容で実施され、監督員の確認を受けている。
			11.品質管理に関する工事記録写真が整理されている。
			12.品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 ※
			13.()
		評定点	$\frac{\text{合計点}}{\text{項目数} \times 3} \times 100 = \text{点}$

検査成績評定項目別評定表(建築)

評定項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施工管理	出来ばえ		1.杭心のズレ・杭施工長さ等、杭の施工精度が良好である。
			2.鉄筋の配筋状況が良好なことが確認できる。
			3.型枠内の清掃が行き届いており、梁・スラブ・壁内に鋸くず、ゴミ等がない。
			4.コンクリートの寸法精度(位置・断面寸法・平坦さ)が良好である。
			5.コンクリートの打ち上がり状態が良く、コールドジョイント・ジャンカが少ない。
			6.鉄骨のボルトの締め付けが、仕様書の手順どおりに行われ、これが確認できる。
			7.鉄骨の建て入れ試験結果が良好である。
			8.防水工事に関する納まり(水たまり、ふくれ、端部処理)は良好である。
			9.シーリング材が適材適所に使用され、納まりは良好である。
			10.タイルの貼り付け精度が良好で、工法は設計図書の内容を満足している。
			11.木工事の取付精度が高く、隙間、きしみ等の問題はない。
			12.各仕上げ材料の表面仕上げや端部処理の状況は良好である。
			13.左官仕上げの状態に不陸、クラックがない。
			14.建具(ドア、サッシ類)の可動部分の不具合がない。
			15.ガラスの厚み、種類、留め材の施工は適切である。
			16.戸当たり、手摺、ハンドル類の取り付け位置等、使い勝手への配慮がある。
			17.塗装の塗り残し、むらがなく施工が適切である。
			18.仕上塗材の塗布量が、設計図書の塗布量を満足している。
			19.仕上げ材料の取り付けは、精度が高く、バラツキがない。
			20.設備工事との取り合いに係る問題がない。
			21.適切な養生が行われ、汚れや傷がない。
			22.適切なクリーニングが行われ、施工時の残材、埃等がない。
			23.自社の管理基準による社内検査を実施し、これに合格している。
			24.[改修] 外壁改修の設計数量と実施数量が把握され、それを示す資料がある。
			25.出来形、精度の確保に向けた、創意工夫が見られる。 ※
			26.出来ばえの向上のための、創意工夫が見られる。 ※
			27.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点

備考 1.各対象項目は、3点(A:優良)・2点(B:概ね適正)・1点(C:不備)・0点(D)の4段階評価とする。

2.評定点は小数点以下第二位を四捨五入する。

3.対象項目のうち対象工事に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4.対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

※優良の場合のみ評価する。

検 査 成 績 評 定 表 (電 気)

契約番号			検査員									
契 約 件 名							検 査 種 類					
							完了	一部 完了	既済	中間		
評価項目	細目		重要度	評定点				× 重要度	小計点	合計点		
施工管理	施工管理		1/6									
	品質管理		1/6									
	出来ばえ	出来形 (機能試験)	2/6									
		出来ばえ	2/6									
☐ 再検査							工事成績評定点(30点満点換算)					合計点
							検査種類	施工管理	品質管理	出来ばえ	計	
特記事項												
							完了					
							最終成績					

備考

- 各細目ごとの評定点は、それぞれ100点満点とし、小数点以下第二位を四捨五入する。
- 各評定点に重要度を乗じ、それぞれ小数点以下第二位を四捨五入し、小数点及び合計点を算出する。
- 再検査を実施した場合は、再検査欄の口をチェックする。
- 合計点に3/10を乗じ工事成績評定点を算出する。この値を小数点に応じて、各細目ごとの工事成績評定点を算出する。(小数点以下第二位を四捨五入)
- 複数回検査を実施した場合は完了検査後、下記算式により最終成績を算出する。(小数点以下第二位を四捨五入)
最終成績＝検査(完了、一部完了、既済、中間)の合計点の合計÷検査(完了、一部完了、既済、中間)の回数
- 一件の契約で検査が2種別以上にわたる場合の評定点は、それぞれの検査成績の平均点による。

検査成績評定項目別評定表(電気)

評定項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施工管理	施工管理		1.現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。
			2.施工関係書類が整理されており、現場で確認できる。
			3.他との調整は、十分に行っており、重要なものは記録している。
			4.施工計画・施工要領書は必要な項目が記載されている。
			5.施工計画・施工要領書の記載内容と現場施工方法が一致している。
			6.産業廃棄物処理の書類が整理されている。
			7.契約内容の疑義・不整合について監督員と協議している。
			8.契約内容の変更について監督員と協議している。
			9.工事記録写真が工種別に見やすく整理されている。
			10.工事記録写真の撮影位置や時期が適切で、施工過程が確認できる。
			11.官公庁届出など必要関係書類が整理されている。
			12.関係法令に適合しているか確認を行い、官公庁と協議し適切に対応している。
			13.施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 ※
			14.()
		評定点	$\frac{\text{合計点}}{\text{項目数} \times 3} \times 100 = \text{点}$
	品質管理		1.資材の品質や形状・規格を証明する資料が整理されている。
			2.製造者による機材の試験が的確に行われ、資料が整理されている。
			3.機器承認図が整理されていて内容も適切である。
			4.機器承認図と現場に設置された機器とが一致している。
			5.建築基準法、消防法その他の関係法令で定められた資材、機材を使用して施工されている。
			6.設計図書に明示された機能、性能を証明する資料、書類が整理されている。
			7.均一な施工がされている。
			8.社内検査を実施し、記録も整っている。
			9.耐震計算書、その他必要な計算書類が整理されていて、内容が適切である。
			10.耐震計算書、その他必要な計算書類で確認された結果に基づき、適切に施工されている。
			11.必要な施工の試験が実施され、記録が整理されている。又測定値は基準を満たしている。
			12.品質管理に関する工事記録写真が整理されている。
			13.品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 ※
			14.()
		評定点	$\frac{\text{合計点}}{\text{項目数} \times 3} \times 100 = \text{点}$

検査成績評定項目別評定表(電気)

評定項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施工管理	出来形		1.各機器の外観、構造、寸法が設計値(設計図書)を満足しバラツキが少ない。(外観構造、寸法検査)
			2.各機器の性能が試験機器を使用し、数値データの採取により、設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。(性能検査)
			3.点滅、運転・停止等の動作について、施工した工事の全体又は部分が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。(機能検査)
			4.建物、施設等の施工範囲及び施工範囲外の設備も含めた全システムの総合試験が、設計値(設計図書)を満足している。
			5.運転して、異音、臭気、過熱等の異常がない。
			6.諸官庁検査のあるものは、検査を受け合格している。
			7.現場で試験確認できない機器は、工場試験成績書又は出荷証明書等で照合・確認ができる。
			8.設計値(設計図書)に定めのない機器の品質及び施工は、関連法規に適合している。
			9.検査用測定機器の管理が適切である。
			10.人員の配置(検査体制)が適切である。
			11.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点
	出来ばえ		1.堅牢で誤差がなく、設計図書どおり正確に施工されている。
			2.寸法にバラツキがなく、設計図書どおり施工されている。
			3.品質・形状及び数量が適切に施工されている。
			4.施工完了時の試験及び記録が適切である。
			5.設計図書及び関連法規に適合している。
			6.きめ細かな施工がされている。
			7.関連工事との調整がされ、全体に調和がとれた仕上がりである。
			8.建築電気設備としての品質・性能が確保されている。
			9.使用者に対する安全性などへの配慮が適切である。
			10.運転及び保守点検に対する配慮が適切である。
			11.出来ばえの向上のための創意工夫が見られる。 ※
			12.()
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点

備考 1.各対象項目は、3点(A:優良)・2点(B:概ね適正)・1点(C:不備)・0点(D)の4段階評価とする。

2.評定点は小数点以下第二位を四捨五入する。

3.対象項目のうち対象工事に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4.対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

※優良の場合のみ評価する。

検 査 成 績 評 定 表 (機 械)

契約番号			検査員								
契 約 件 名								検 査 種 類			
								完了	一部完了	既済	中間
評価項目	細目		重要度	評定点				×重要度	小計点	合計点	
施工管理	施工管理		1/6								
	品質管理		1/6								
	出来ばえ	出来形 (機能試験)	3/6								
		出来ばえ	1/6								
☐ 再検査							工事成績評定点(30点満点換算)				合計点
							検査種類	施工管理	品質管理	出来ばえ	
特記事項											
							完了				
							最終成績				

備考

- 各細目ごとの評定点は、それぞれ100点満点とし、小数点以下第二位を四捨五入する。
- 各評定点に重要度を乗じ、それぞれ小数点以下第二位を四捨五入し、小数点及び合計点を算出する。
- 再検査を実施した場合は、再検査欄の口をチェックする。
- 合計点に3/10を乗じ工事成績評定点を算出する。この値を小数点に応じて、各細目ごとの工事成績評定点を算出する。(小数点以下第二位を四捨五入)
- 複数回検査を実施した場合は完了検査後、下記算式により最終成績を算出する。(小数点以下第二位を四捨五入)
最終成績＝検査(完了、一部完了、既済、中間)の合計点の合計÷検査(完了、一部完了、既済、中間)の回数
- 一件の契約で検査が2種別以上にわたる場合の評定点は、それぞれの検査成績の平均点による。

検査成績評定項目別評定表(機械)

評定項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施工管理	施工管理		1.現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。
			2.施工関係書類が整理されており、現場で確認できる。(材料検査報告書、総合調整報告書等)
			3.他との調整は、十分に行っており、重要なものは記録している。
			4.施工計画・施工要領書は必要な項目が記載されている。
			5.施工計画・施工要領書の記載内容と現場施工方法が一致している。
			6.産業廃棄物処理の書類が整理されている。
			7.契約内容の疑義・不整合について監督員と協議している。
			8.契約内容の変更について監督員と協議している。
			9.工事記録写真が工種別に見やすく整理されている。
			10.工事記録写真の撮影位置や時期が適切で、施工過程が確認できる。
			11.官公庁届出など必要関係書類が整理されている。
			12.関係法令に適合しているか確認を行い、官公庁と協議し適切に対応している。
			13.施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。※
			14.()
		評定点	$\frac{\text{合計点}}{\text{項目数} \times 3} \times 100 = \text{点}$
	品質管理		1.材料の品質や形状・規格を証明する資料が整理されている。
			2.主要機器の工場試験記録が整理されている。
			3.承諾図書が整理されていて内容も適切である。
			4.耐震計算書、防振計算書、その他計算書等が整理されていて内容も適切である。
			5.構造上重要な部分の強度が確保されており、それを証明する資料が整理されている。
			6.防錆、防食、防水、区画処理などに対する配慮が適切である。
			7.品質管理に関する工事記録写真が整理されている。
			8.社内検査を実施し、記録も整っている。
			9.水圧、満水、気密・絶縁試験など、施工の品質確認方法が適切である。
			10.水質・系統・流量及び機能など、試験運転の確認方法が適切である。
			11.速度・機能など、試験運転の確認方法が適切である。
			12.機器・器具の動作確認、運転調整記録、測定記録などが整理されている。
			13.品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 ※
			14.()
		評定点	$\frac{\text{合計点}}{\text{項目数} \times 3} \times 100 = \text{点}$

検査成績評定項目別評定表(機械)

評定項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施工管理	出来形1 共通部分		1.各材質・規格及び寸法は設計図書に適合している。
			2.機器(ポンプ、空調機等)、その架台などの仕様・数量に問題がない。
			3.機器、その架台などの取り付け方法が適切である。
			4.貫通部の処理など、他との接点部分の施工が適切に行われている。
			5.塗装・防錆などの仕様・施工箇所及び範囲が適切である。
			6.外部から明視できない部分の出来形を、写真その他記録等で確認できる。
			7.濁水・異音・異常振動・保守不能など性能を損なうような異常がない。
			8.完了時総合試運転における試験、機能確認内容が、現場状況と一致している。
			9.官公庁検査のあるものは、検査を受け合格している。
			10.付属品・納入品が用意されており、リストも整理されている。
			11.撤去・改修部分が設計図書に適合しており、処理も適切である。
	出来形2-1 管工事 給水衛生 空調換気 冷暖房 除害 水処理		1.器具(衛生器具、制気口、サーモ等)の仕様・数量に問題がなく、取り付けも適切である。
			2.配管・ダクト・電路などの仕様・工法・サイズが設計図書に適合しており、現場状況ともマッチしている。
			3.配管・ダクト・電路などの附属品(弁、ダンパー、可とう継手、計器、ボックス等)の仕様・サイズ・数量が設計図書に適合している。
			4.配管・ダクト・電路などの支持材の仕様・サイズ・支持間隔・勾配に問題がなく、堅牢確実に取り付けられている。
			5.配管の埋設深さ・埋設方法・勾配が適切である。
			6.各柵類及び蓋の仕様・サイズが適切である。
			7.保温の仕様・厚さ・施工箇所及び範囲が適切である。
			8.冷媒などの封入記録が整理されており、試運転前の作業と点検・確認が適切である。
			9.システム・施設全体での機能確認・試運転調整の記録が整理され、検査時に確認できる。
	出来形2-2 搬送機ほか エレベータ エスカレータ 機械駐車 水門 クレーン		1.構造体の構造・仕様・部材・組立寸法に問題がない。
			2.ロープ・シーブ・歯車装置・シャフト・配管など伝動部の仕様・サイズ・固定方法が適切である。
			3.制御盤・電路の取り付け・固定方法が適切で、堅牢確実に取り付けられている。
			4.付帯設備・装備品の仕様は設計図書に適合しており、固定方法も適切である。
			5.走行・可動部分と他との位置・離隔が適切である。また、安全上の配慮がなされている。
			6.调速・制動装置が確実に作動し、それが確認できる。
			7.リミットスイッチ・地震感知器などの安全装置は確実に作動し、それが確認できる。
			8.連絡・通報・計測・制御装置は確実に作動し、それが確認できる。
			9.試運転前の作業と点検・確認が適切である。
		評定点	合計点 ÷ 項目数 × 3 × 100 = 点

検査成績評定項目別評定表(機械)

評定 項目	細目	評価	
		点数	対象項目
施 工 管 理	出来ばえ		1.使用者に対する安全性などに配慮がされている。
			2.運転操作、使い勝手に配慮がされている。
			3.機器などの更新が配慮がされている。
			4.保守・修繕・消耗品・部品取替などへの配慮がされている。
			5.細部に至るまで仕上がり状態は良好である。
			6.機器・器具の収まりがよく、他との整合が取れている。
			7.配管・ダクト・電路などの配置が適切で、収まり上無理がなく、他との整合が取れている。
			8.施工に均一性が見られ、バラツキがない。
			9.表示・標識等が適切にされている。
			10.騒音・振動などが少なく、円滑な運転が確保されている。
			11.施工済み部分の養生が適切である。
			12.出来ばえの向上のための、創意工夫が見られる。 ※
			13.()
	評定点	$\frac{\text{合計点}}{\text{項目数} \times 3} \times 100 = \text{点}$	

備考 1.各対象項目は、3点(A:優良)・2点(B:概ね適正)・1点(C:不備)・0点(D)の4段階評価とする。

2.評定点は小数点以下第二位を四捨五入する。

3.対象項目のうち対象工事に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4.対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

※優良の場合のみ評価する。